

○和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則

昭和50年7月29日

教委規則第5号

(目的)

第1条 この規則は、和歌山市における社会体育の普及のために学校施設を学校教育に支障のない範囲で児童、生徒その他一般市民の使用に供すること(以下「学校施設の開放」という。)に関して必要な定めをすることを目的とする。

(教育委員会及び校長の責任)

第2条 学校施設の開放に関する事務は、教育委員会が管理し、施設の開放については教育委員会が責任を負う。ただし、施設設備の欠陥による事故を除いては、教育委員会は責任を負わない。

2 この規則の実施に関しては、和歌山市立学校管理規則(昭和33年教委規則第2号)第23条の規定に拘らず学校施設の開放を行う学校(以下「開放学校」という。)の校長は、一切の責任を負わない。

(運営委員会)

第3条 教育委員会は、開放学校ごとに運営委員会を置く。

2 運営委員会は、教育委員会の指示に基づき、学校施設の開放に伴う円滑な運営にあたるものとする。

3 運営委員会の委員は、別にこれを定める。

第4条 削除

(使用者の範囲)

第5条 開放学校の施設を使用することができる者は、当該開放学校の地域住民である者で、社会体育の向上を意図するものとする。ただし、夜間照明施設にあっては、当該開放学校の地域住民であることを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、開放学校の施設を営利に使用しようとする者は、当該施設を使用することができない。

(使用者の弁償責任)

第6条 使用者は、開放学校の施設設備をきそん若しくは亡失したときは、弁償の責を負う。

(細則)

第7条 この規則の実施について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、昭和50年8月1日から施行する。

附 則(昭和52年5月9日)

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則(平成17年4月1日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月10日)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。